

位置情報測定サービス 利用規約

株式会社アルファドライブ v1.0 (2026 年 8 月 1 日制定)

第 1 条(目的及び定義)

1. 本規約は、株式会社アルファドライブ(以下「当社」といいます。)が提供する位置情報測定サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用条件並びに当社と顧客との権利義務を定めるものです。
2. 本規約における用語の意味は次のとおりです。
 1. 「顧客」とは、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)により本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾した法人をいいます。
 2. 「対象者」とは、本サービスにより位置を測定される端末を携帯し又は当該端末が取り付けられた物品を管理する個人をいいます。顧客の役員、従業員及び協力会社の役員、従業員並びに来訪者を含みます。
 3. 「対象施設」とは、申込書に記載された、本サービスを利用する建物及びフロアをいいます。
 4. 「位置情報」とは、本サービスにより取得される端末の位置座標、測位時刻、無線信号のスキャンデータ(電波強度、アクセスポイント識別子等)その他これらに関連する情報をいいます。
 5. 「委託先」とは、第 5 条第 1 項に定める当社の委託先をいいます。
 6. 「貸与機器」とは、当社が本サービスの提供のため顧客に貸与するビーコンその他の機器をいいます。
 7. 「本契約」とは、申込書、本規約及びその別紙により構成される、当社と顧客との間の本サービスの利用に関する契約をいいます。

第 2 条(本契約の成立及び構成)

1. 顧客は、本規約の内容を確認し、これを契約の内容とすることに同意したうえで、申込書を当社に提出する方法により本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 本契約は、前項の申込みに対し、当社が承諾の通知を発した時に成立します。当社は、申込みを承諾しない場合、その理由を開示する義務を負いません。
3. 本契約を構成する書面の記載に齟齬がある場合、①申込書(特約事項を含みます)、②本規約、③本規約の別紙の順に優先して適用されます。
4. 当社が顧客に提供する参考資料(委託先が公表する方針の日本語参考訳を含みます)は、本契約の内容を構成しません。

第3条(本規約の変更)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができます。
 1. 変更の内容が顧客の一般の利益に適合するとき
 2. 変更の内容が本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 顧客は、申込書の提出により、前項に基づく本規約の変更にあらかじめ同意するものとします。本規約が民法第548条の2第1項の定型約款に該当する場合には、同法第548条の4の規定によっても本規約を変更することができます。
3. 当社は、前2項により本規約を変更する場合、変更の効力発生日の14日前までに、①本規約を変更する旨、②変更後の内容及び③効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載又は電磁的方法による通知により周知し、あわせて顧客に電磁的方法により通知します。ただし、次の変更については、当社ウェブサイトへの掲載又は電磁的方法による通知により直ちに効力を生じるものとします。
 1. 顧客の一般の利益に適合する変更
 2. 法令の制定又は改廃に伴い必要となる変更
 3. 誤記の訂正その他の軽微な変更
4. 前項にかかわらず、委託先による利用規約、サービス内容若しくは処理体制の変更、委託先に適用される法令の制定改廃、又は委託先との契約の変更若しくは終了に起因して本規約を変更する必要がある場合、当社は、当該事由を知った後遅滞なく変更内容及び効力発生日を顧客に通知することにより、本規約を変更することができます。この場合、前項の14日の期間は適用しません。
5. 顧客は、変更後の本規約に同意しない場合、効力発生日の前日までに書面又は電磁的方法により当社に通知することにより、本契約を解約することができます。この場合、既に支払われた対価は返還しません。効力発生日以後に本サービスを利用したときは、変更後の本規約に同意したものとみなします。
6. 顧客は、本規約の変更内容を、自らの対象者に対し遅滞なく周知するものとします。

第4条(本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は次のとおりとし、具体的な仕様、数量、期間及び対価は申込書の定めによります。
 1. 対象施設における端末又は物品の位置の測定及び管理
 2. 位置情報に基づくリアルタイムモニタリング
 3. 位置情報に基づくデータの分析及び表示
 4. 前各号に付随する測位モデルの構築、環境調査、機器設定及び精度検証
2. 当社は、次の方法により位置情報を取得します。

1. 無線通信に使用される電磁波信号(RF 信号)を、端末又は信号の受信が可能な機器により受信する方法
2. GNSS 衛星信号を、端末又は信号の受信が可能な機器により受信する方法
3. 本サービスの内容は、委託先が提供する機能の範囲に限られます。委託先が機能の追加、変更又は廃止を行った場合、当社は、第 3 条第 4 項に従い本サービスの内容を変更することができます。
4. 当社は、本サービスについて、稼働率、応答時間、測位精度その他の水準を保証しません。申込書その他の資料に記載された精度に関する数値は目標値であり、その達成を保証するものではありません。
5. 本サービスの提供は、成果の完成を目的とするものではなく、当社が善良な管理者の注意をもって業務を遂行することを内容とします。
6. 当社は、委託先が定める利用規約及び方針の内容並びにその変更について、責任を負いません。顧客は、当該規約及び方針が委託先の裁量により変更されることがあることを、あらかじめ了承するものとします。ただし、当社は、当該変更を知った後遅滞なく、その内容を顧客に通知します。

第 5 条(委託先の利用及び国外移転)

1. 当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部を次の者に委託します。顧客は、これに同意します。

項目

内容

名称 IPIN LABS, Inc.

所在地 大韓民国ソウル特別市江南区駅三路 165(駅三洞、ヘソンビル)505 号

委託業務 測位モデルの構築及び学習、測位演算処理、アプリケーション及び管理画面の提供並びに保守

2. 委託先は、前項の業務の遂行にあたり、委託先が管理するクラウド環境において位置情報を処理します。処理の内容及び所在地に関する情報は別紙 A のとおりです。別紙 A のうち委託先の処理体制に関する記載は、委託先が公表する方針に基づくものであり、当社はその内容の正確性及び完全性を保証しません。
3. 当社は、個人情報の保護に関する法律第 28 条第 1 項に基づき、対象者から外国にある第三者への提供を認める旨の同意を得たうえで、位置情報を委託先に提供します。当該同意の取得は、第 9 条に従い顧客が行うものとします。
4. 当社は、委託先に対し、個人情報の保護に関する法律第 25 条に基づき必要な監督を行います。

5. 当社は、委託先による位置情報の取扱いについて、本規約に基づき当社が顧客に対して負う責任の範囲内で、顧客に対して責任を負います。
6. 委託先は、大韓民国の法令に基づき、位置情報の収集、利用及び提供の事実に関する記録を6か月以上保管します。顧客は、本契約が終了した後も当該記録が委託先において保管されること、及び当社が当該記録を当該期間内に消去させることができないことを、あらかじめ了承するものとします。
7. 当社は、第1項の委託先を変更する場合、あらかじめ顧客に通知します。

第6条(対価及び支払)

1. 本サービスの対価及び支払条件は申込書の定めによります。申込書に記載された金額は消費税及び地方消費税を含まず、当社はこれらを別途加算して請求します。
2. 顧客は、当社の発行する請求書に基づき、当社が指定する銀行口座に振込送金の方法により支払うものとします。振込手数料は顧客の負担とします。
3. 顧客が支払を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
4. 申込書に記載された対象施設、フロア数、対象者数その他の数量を超えて本サービスを利用する場合、当社は別途見積のうえ追加の対価を請求します。

第7条(契約期間)

本契約の期間は申込書の定めによります。本契約は、期間の満了により終了し、自動的に更新されません。期間の満了後も本サービスの利用を希望する場合、顧客は、あらためて申込書を提出するものとします。

第8条(顧客の義務及び協力)

1. 顧客は、当社が本サービスを提供するために必要な範囲で、次の事項に協力するものとします。当社は、顧客の協力が得られないことにより生じた遅延又は不履行について責任を負いません。
 1. 対象施設への当社及び委託先の要員の立入りの許可及び必要な手続の実施
 2. 対象施設の図面、什器配置その他の情報の提供
 3. 貸与機器の設置に必要な場所、電源及び通信環境の提供
 4. 対象者への案内及び端末へのアプリケーションの配布に関する協力
 5. 精度検証その他の作業に必要な立会い

2. 顧客は、対象施設における安全管理に関する自らの規則を当社に事前に開示し、当社の要員はこれに従うものとします。対象施設内で生じた事故については、当社及び顧客が協議のうえ、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて責任を分担します。
3. 顧客は、本サービスの利用に必要なアカウント及び ID を適切に管理し、第三者に利用させてはなりません。アカウント又は ID を用いて行われた行為は顧客の行為とみなします。
4. 顧客は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。
 1. 本サービス、アプリケーション又は貸与機器の複製、改変、逆コンパイル、逆アセンブル又はリバースエンジニアリング
 2. 当社が指定する配布方法及び範囲を超えてアプリケーションを配布すること
 3. 対象施設以外の場所で本サービスを利用すること
 4. 本サービスにより得られた情報を、対象者から得た同意の範囲を超えて利用すること
 5. 法令又は公序良俗に違反する行為、当社若しくは委託先の権利を侵害する行為

第 9 条(対象者に対する通知及び同意の取得)

1. 顧客は、本サービスの利用に先立ち、対象者から、次の事項について同意を取得するものとします。
 1. 本サービスによる位置情報の取得及び利用
 2. 位置情報を大韓民国に所在する委託先に提供すること(個人情報の保護に関する法律第 28 条第 1 項に定める同意)
 3. 当該位置情報の取扱いを当社に委託すること
2. 当社は、前項の同意の取得に必要な情報として、別紙 A(同法施行規則第 17 条第 2 項各号に定める情報を含みます)及び通知・同意書のひな型(別紙 B)を顧客に提供します。
3. 顧客は、当社に対し、第 1 項及び第 6 項の同意を適法かつ有効に取得していること並びに当該同意が撤回されていないことを、本サービスの利用の開始時及び本契約の期間中継続して、表明し、保証します。当社は、顧客に対し、同意の取得の状況について報告を求めることができるものとし、顧客はこれに速やかに応じるものとします。顧客は、当該同意の記録を本契約の終了後 3 年間保管するものとします。
4. 対象者に協力会社の役員又は従業員が含まれる場合、顧客は、当該協力会社との間においても、第 1 項に必要な措置が確保されるようにするものとします。
5. 顧客は、対象者から同意を得た範囲を超えて本サービスを利用してはなりません。利用目的の通知又は公表、就業規則の整備、労働組合又は従業員代表への説明その他の労務管理上必要な手続は、顧客が行うものとします。
6. 対象者が 18 歳未満である場合、顧客は、あらかじめその法定代理人の同意を得るものとします。

7. 対象者が第1項の同意を撤回した場合、当該対象者に係る本サービスの提供は停止されます。顧客は、これにより本サービスの検証結果その他の成果に影響が生じ得ることを、あらかじめ了承するものとします。
8. 前各項の規定は、本サービスにより位置を測定する対象が備品、資機材、車両その他の物品であって、当該物品に係る位置情報が特定の個人を識別することとなる情報又は特定の個人と結びつく情報に該当しない場合には、適用しません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該物品に係る位置情報についても前各項の規定が適用されるものとします。
 1. 当該物品が特定の個人に貸与され、又は特定の個人が専属的に使用するものである場合
 2. 当該物品の使用者、運転者又は管理者を特定できる記録と照合することにより、特定の個人の所在又は行動を把握することができる場合
9. 前項本文に該当するかどうかは顧客が判断し、その結果を申込書に記載するものとします。本契約の期間中に前項ただし書に該当することとなった場合、顧客は、速やかに当社に通知し、当該時点以降、前各項に定める措置を講じるものとします。

第10条(位置情報及び個人情報の取扱い)

1. 本サービスにおいて取り扱う対象者の個人情報について、その利用目的その他の取扱いを決定するのは顧客であり、当社は、顧客の委託を受けて、委託された業務の遂行に必要な範囲においてのみこれを取り扱います。
2. 当社は、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、位置情報について、当社のプライバシーポリシー(<https://corp.alphadrive.co.jp/privacy-policy/>)に従って安全管理措置を講じます。
3. 顧客は、対象者の氏名、連絡先その他対象者を直接識別する情報を本サービスに入力しないものとします。当社は、顧客が付与する識別子及び端末情報のみを用いて本サービスを提供します。識別子と対象者との対応関係は、顧客が自ら管理するものとします。ただし、管理画面の利用アカウントに係る情報(利用者の氏名及び電子メールアドレス等)については、この限りではありません。
4. 対象者から本人に関する個人情報の開示、訂正、利用の停止その他の請求(個人情報の保護に関する法律第33条から第35条までに定める請求を含みます)があった場合、顧客が一次的に対応するものとし、当社は、顧客の求めに応じ、必要な情報の提供及び技術的な対応に協力します。当社が対象者から直接請求又は苦情を受けた場合、当社は顧客に取り次ぐものとします。
5. 位置情報の漏えい、滅失又は毀損(そのおそれを含みます)が生じた場合、当社は、これを知った後速やかに顧客に通知し、必要な情報を提供します。同法第26条に基づく個人

情報保護委員会への報告及び本人への通知は顧客が行うものとし、当社の取扱いに起因する場合の費用の分担は、当社と顧客が協議のうえ定めます。

6. 顧客は、本サービスにより取得された位置情報を、本サービスの利用目的の範囲内でのみ利用するものとします。

第 11 条(貸与機器)

1. 当社は、申込書に定める貸与機器を、本契約の期間中、無償で顧客に貸与します。貸与機器の数量、型式及び個体識別番号は、引渡し時に当社が交付する貸与機器一覧のとおりとします。
2. 貸与機器の所有権は、当社又は委託先に留保されます。顧客は、貸与機器を善良な管理者の注意をもって使用及び保管し、譲渡、転貸、担保設定、分解又は改造をしてはなりません。
3. 当社は、貸与機器について、電波法に基づく技術基準適合証明等の表示を確認したうえで顧客に引き渡します。当該表示がない機器又は法令に適合しない事由が判明した機器については、当社は直ちに使用を中止し、代替機器を提供するよう努めるものとします。この場合、当社は、代替機器の提供に伴う遅延について責任を負いません。
4. 貸与機器の設置及び撤去は当社が行い、その費用は当社が負担します。ただし、対象施設の構造上、通常の方法によらない設置又は原状回復が必要となる場合の費用は、あらかじめ協議のうえ顧客が負担します。
5. 顧客は、本契約の終了後 10 営業日以内に、当社の指示に従い貸与機器を返還するものとします。顧客の責めに帰すべき事由により貸与機器が紛失、滅失又は毀損した場合、顧客は、当社が別途通知する損害額(貸与機器一覧に記載する単価に紛失、滅失又は毀損した台数を乗じた額を上限とします)を当社に支払うものとします。

第 12 条(知的財産権)

1. 本サービス、アプリケーション、管理画面、測位モデル(対象施設ごとに構築されたものを含みます)、測位アルゴリズム及び学習済みパラメータに関する著作権、特許権その他の知的財産権は、当社又は委託先に帰属します。本契約の締結は、これらの権利を顧客に譲渡するものではありません。
2. 当社は、顧客に対し、本契約の期間中、本サービスを本契約に定める目的、方法及び範囲内で利用することを許諾します。
3. 顧客が当社に提供した情報及び顧客が本サービスを通じて入力した情報に関する権利は、顧客に帰属します。
4. 当社は、本サービスの改善及び新たなサービスの開発のため、位置情報を個人を識別できない形態に加工したうえで利用することができます。

第 13 条(秘密保持)

1. 顧客及び当社は、本契約に関して相手方から開示された情報のうち、秘密である旨の表示がされたもの又は秘密として取り扱うべきことが明らかなもの(以下「秘密情報」といいます。)を、本契約の履行の目的以外に利用してはならず、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはなりません。ただし、次の情報は秘密情報に該当しません。
 1. 開示された時点で公知であった情報
 2. 開示後、自己の責めによらず公知となった情報
 3. 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 4. 開示された情報によることなく独自に開発した情報
2. 前項にかかわらず、当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、委託先並びに当社の役員、従業員、弁護士、公認会計士及び税理士に対して秘密情報を開示することができます。この場合、当社は、当該開示先に本条と同等の義務を負わせるものとします。
3. 顧客及び当社は、法令に基づき又は権限のある官公署から開示の要求があった場合、必要な範囲内に限り秘密情報を開示することができます。この場合、あらかじめ(事前の通知が困難なときは事後速やかに)相手方に通知します。
4. 顧客及び当社は、本契約が終了したとき又は相手方から要求があったときは、秘密情報を相手方に返還し、又は相手方の指示に従い、漏えいに配慮した方法で破棄します。
5. 顧客及び当社の間に別途秘密保持契約が締結されている場合、当該契約の定めが本条に優先します。

第 14 条(本サービスの中断及び停止)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、あらかじめ顧客に通知することなく、本サービスの全部又は一部を中断又は停止することができます。
 1. 設備、ソフトウェア又は通信機器の保守、点検、更新又は修理を定期的又は緊急に行う場合
 2. 本サービスの提供の基盤であるクラウドプラットフォームに問題が生じた場合
 3. 当社又は委託先が構築したインフラに重大な問題が生じた場合
 4. 火災、停電、天災その他の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 5. アクセスの集中その他予期しない要因によりシステムに負荷が集中した場合
 6. 対象者又は顧客の情報の安全を確保する必要があるが生じた場合
 7. 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 8. 国家非常事態その他の事由により本サービスの提供に支障がある場合
 9. 法令又はこれに基づく措置により本サービスの提供が不能又は困難となった場合

10. 前各号のほか、運用上又は技術上の観点から当社が合理的に必要と判断した場合
2. 当社は、前項により本サービスを中断又は停止したときは、その事由及び期間を当社ウェブサイトへの掲載又は電磁的方法により顧客に通知します。やむを得ない事由があるときは、事後に通知することができます。
3. 当社は、第 1 項の中断又は停止により顧客又は対象者に生じた損害について、責任を負いません。

第 15 条(非保証)

1. 当社は、本サービスの利用により顧客が期待する成果が生じること、又は顧客が一定の利益を享受することについて、いかなる保証も行いません。
2. 当社は、本サービスにより提供する情報の正確性、完全性、有用性及び第三者の権利を侵害しないことについて、保証しません。顧客が当該情報を利用したことにより顧客又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
3. 当社は、アプリケーションがすべての端末及び OS のバージョンに対応することを保証しません。OS の更新等に伴い不具合が生じた場合、当社は解消に向けて努力しますが、解消を保証するものではありません。

第 16 条(損害賠償)

1. 当社が顧客に対して負う損害賠償責任は、当社の責めに帰すべき事由による場合に限るものとし、賠償すべき損害は、顧客に現実生じた通常かつ直接の損害に限られます。逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、第三者からの請求に基づく損害その他の特別損害及び間接損害は含みません。
2. 前項に基づく当社の賠償責任の総額は、申込書に定める対価の総額(消費税及び地方消費税を除きます)を上限とします。申込書に別段の定めがある場合は、その定めによります。
3. 本サービスに関する損害賠償の請求は、損害の発生原因となった事由が終了した日から 1 年を経過した後は行うことができません。
4. 前 3 項の定めは、当社に故意又は重大な過失がある場合には適用しません。
5. 顧客が本契約に違反したことにより当社に損害が生じた場合、顧客は当社に対しその損害を賠償するものとします。

第 17 条(顧客による補償)

1. 顧客が本契約に基づく個人情報の取扱いに関する義務(第9条、第10条第3項及び第6項並びに申込書の特約事項に定める義務を含みます)に違反したことに起因して、当社が対象者その他の第三者から請求を受け、又は監督官庁による調査若しくは処分を受けた場合、顧客は、当社を防御し、当社に生じた損害(合理的な弁護士費用を含みます)を補償するものとします。
2. 前項の請求を受けた場合、当社及び顧客は、速やかに相互に通知し、対応方針について協議するものとします。

第18条(解除及び中途解約)

1. 顧客又は当社は、相手方が次のいずれかに該当する場合、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。
 1. 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないとき
 2. 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続の開始の申立てがあったとき
 3. 差押、競売、強制執行、滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき
 4. 事業の全部又は重要な一部の譲渡、営業の停止、解散の決議又は清算の開始があったとき
 5. 法令に違反したとき、又は違反する客観的かつ合理的なおそれがあるとき
 6. 監督官庁から営業の許可の取消又は停止の処分を受けたとき
 7. 第20条に定める表明又は確約に違反したとき
2. 前項により解除された当事者は、相手方に対して負担する債務について期限の利益を喪失し、直ちにその全額を弁済するものとします。
3. 顧客及び当社は、本契約の期間中であっても、1か月前までに書面又は電磁的方法により相手方に通知することにより、本契約を解約することができます。
4. 前項により顧客が本契約を解約した場合又は第1項により当社が本契約を解除した場合、顧客は、解約又は解除の時点までに当社が実施した業務に係る対価及び当社が既に第三者に対して負担した費用を支払う義務を負い、既に支払われた対価の返還を求めることはできません。
5. 委託先による本サービスの提供の終了、委託先との契約の終了その他当社の責めに帰することができない事由により当社が本サービスを提供できなくなった場合、当社は、顧客に通知することにより本契約を解約することができます。この場合、当社は、未実施の業務に係る対価を返還するものとし、これを超える責任を負いません。

第19条(契約終了後の措置)

1. 本契約が終了した場合、当社は、本サービスに係る顧客のアカウントを停止し、管理画面上の顧客の情報及び本サービスにより取得した位置情報を消去します。顧客は、消去後の復旧ができないことをあらかじめ了承するものとします。
2. 顧客は、本契約の終了後速やかに、対象者の端末からアプリケーションを削除させるものとします。
3. 貸与機器の返還は第 11 条第 5 項によります。
4. 第 5 条第 6 項に定める記録については、委託先において同項に定める期間保管された後に消去されます。
5. 顧客が本契約の終了後に位置情報の記録の提供を希望する場合、当社は、可能な範囲で協力します。この場合の費用は顧客の負担とします。

第 20 条(反社会的勢力の排除)

1. 顧客及び当社は、本契約の締結日において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 5. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 顧客及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、風説の流布、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し若しくは業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。
3. 前 2 項の違反を理由として本契約が解除された場合、これにより相手方に損害が生じたとしても、違反した当事者はこれを賠償することを要しません。
4. 第 16 条の規定にかかわらず、前 2 項に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、違反した当事者は相手方に生じたすべての損害を賠償するものとします。

第 21 条(権利義務の譲渡禁止)

顧客及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供することはできません。ただし、当社が AD SPC 合同会社、株式会社アルファドライブ若しくはこれらの子会社若しくは関連会社に対して譲渡等を行う場合は、この限りではありません。

第 22 条(不可抗力)

顧客及び当社は、戦争、暴動、感染症の流行、ストライキ、火災、天変地異、法令の制定改廃、通信回線又はクラウドサービスの障害その他当事者の責めに帰すべき事由によらない履行の遅滞又は不履行について、責任を負いません。

第 23 条(存続条項)

本契約の終了後も、第 6 条、第 9 条第 3 項、第 5 条第 6 項、第 10 条、第 11 条第 2 項及び第 5 項、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 17 条まで、第 18 条第 2 項及び第 4 項、第 19 条、第 20 条第 3 項及び第 4 項、第 21 条、第 24 条から第 26 条まで並びに本条は、有効に存続します。

第 24 条(通知)

本契約に基づく通知は、申込書に記載された連絡先に対する書面の送付又は電子メールの送信により行うものとします。電子メールによる通知は、当社又は顧客が送信した時に到達したものとみなします。連絡先の変更は、速やかに相手方に通知するものとします。

第 25 条(準拠法及び管轄)

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条(分離可能性及び協議)

本規約のいずれかの規定又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約のその他の規定は完全に有効に存続するものとします。また、本契約に定めのない事項が生じた場合又は本契約の解釈に疑義が生じた場合、顧客及び当社は、誠意をもって協議し解決を図るものとします。